

平成21年3月19日

(株)日本商品清算機構中期経営計画

株式会社 日本商品清算機構

1. 日本商品清算機構をめぐる現状認識

(1) 我が国の商品取引清算機関の歴史は極めて浅く、当清算機構も2005年5月に業務を開始して以来わずか4年の実績を有するにすぎない。しかしこの短期間にも世界の商品取引をめぐる情勢は激変しており、取引所（市場）間競争の激化、取引高の国際的な増加傾向、資源需給の急変等による商品市況の乱高下、国際的金融危機に伴う信用不安の連鎖と急速な信用収縮など、清算機関の事業環境はめまぐるしく変化している。

(2) 他方、我が国の商品取引システムについては、世界的な動向とは裏腹に全体の取引高が急速な減少を続ける中で、商品取引員等市場参加者の急速な減少、商品取引所の株式会社化等の変革、証券等金融系取引所との連携の強化、海外をも念頭に置いたプロ市場化の追求等、制度環境、業況等の様相は激しく変貌を遂げている。

(3) 商品クリアリングの機能に対する見方も、以上のような内外情勢を如実に反映したものとなっている。すなわち、国際的には取引の拡大の下で信用不安の連鎖が生じたことにより、カウンターパーティリスクの遮断の必要性、その要と言えるクリアリング機能の重要性が強く認識されるに至っている。他方で国内的には、クリアリング機能の強化の必要性自体については市場関係者の理解が深まりつつあるものの、流動性の継続的な縮小という現実を前にして、理念に向けた実践が必ずしも伴っていない。

(4) 当機構としてはこれまで、商品取引市場の信頼性の確保、その安定的な発展にとって不可欠のクリアリング機能を果たすべく、限られた人的物的リソースの下でその業務の確立に向け鋭意努力を行ってきたところである。しかしながら、経営基盤（ガバナンス）、信用力（リスク管理）、利便性（CS）等の側面において、特にIOSCO勧告のような国際標準的な観点からは改善を要するとされる点がかなり多く、その旨内外の各方面からも指摘を受けてきている。

(5) 近時における内外の諸要因による流動性の急激な縮小、信用不安の広がりといった情勢の下では、当機構、各取引所、清算参加者等すべての市場関係者が一丸となって商品取引市場の流動性の回復・拡大に向け最大限の努力を傾注することが急務である。商品取引システムの一翼を担う当機構としては、我が国市場及びその関係者が現下の厳しい状況を一刻も早く克服していくためにも、クリアリング機能の強化により市場の信頼性と利便性を向上させることがその責務として求められていると考える。

2. 当機構における経営改革の取組み

上記の厳しい現状認識に立って、当機構としては、新時代の商品取引にふさわしいクリアリング機能を可能な限り早期に確立すべく、大胆な経営改革を進めることとし、2008年5月社内に経営改革推進会議を設置し、関係諸機関と連携協力のもと、下記の諸課題についての改革の方向性とその方策について検討を行ってきた。

本中期経営計画はその検討の集大成という側面を有しており、今後3年間における当機構の改革工程表ともいうべきものである。

3. 経営理念と経営課題

日本商品清算機構の経営理念および経営課題を次のとおりとし、その実現に向け諸般の改革に迅速、早急に取り組むこととする。

併せて当機構の商品取引システムにおける位置づけとその改革の必要性に関する内外の理解の増進に努めることとする。

<経営理念>

強靱かつ柔軟なクリアリング機能の確立により、商品取引における信頼性、効率性、利便性の向上を図り、もって我が国商品先物市場を活性化すること

<経営課題>

- (1) 自立的かつ強力な経営基盤の確立
- (2) 国際的に見て高い信用力の確保
 - ① 信用力の高い清算参加者の継続的確保
 - ② リスク管理・対応機能の高度化
- (3) 新たな事業展開と清算参加者等にとっての利便性の向上

4. 中期的な経営改革の方針と業務展開

上記の経営理念、経営課題に基づき、2011年度までの3カ年間における当機構の経営改革の方針と具体的な業務展開の計画を次のとおり設定し、これらの達成に向け、最大限の努力を行う。

なお、本計画の実行に当たっては、各課題の優先度を状況に応じて不断に検証し、機動的な対応に努めることとする。

また、本計画は、環境の変化、時間の経過に応じ、所要の見直しを行うものとする。

< 1 > 自立のかつ強力な経営基盤の確立

- ・ 2009年度の早期に、自立のかつ強力な経営体制、組織体制の整備を行う。
- ・ 質の高いクリアリング・サービスの提供と財務基盤の早期確立の観点から、徹底した経費節減を前提として、2009年4月以降1年以内に、原則として清算手数料を基本的な運営経費の支弁を可能とする金額に引き上げる。
- ・ 本計画期間中の税引き後利益は違約対策財源として積み立てる。
- ・ 資本金の増額を行うこととし、新たに出資を募る。株主に対しては違約対策財源の強化目標達成後の配当を目指す。
- ・ 中期経営計画の達成に必要な不可欠な投資的支出を行う。
- ・ 上記の清算手数料引上げ時まで「JCCH財務基盤強化計画」を策定する。
- ・ できるだけ早期に「事業継続計画（BCP）」を策定する。

1. 2009年度の早期に、自立のかつ強力な経営体制を確立するため新たに常勤代表取締役等の選任を行う。

2. 2009年度の早期に、清算機関として必要不可欠な組織体制整備を行うとともに、専門的な人材の確保を図る。具体的には、信用リスク管理、スパン証拠金導入及びこれらに係るシステム対応に係る組織体制の整備に最重点を置くこととする。

3. 本計画期間中を通じて、各般にわたる経費節減を徹底する。

質の高いクリアリング・サービスの提供と財務基盤の早期確立の観点から、清算手数料について、2009年4月以降1年以内に、原則として基本的な運営経費の支弁を可能とする金額に引き上げることとする。なお、手数料が目標

のレベルに到達した後、ボリュームディスカウント等政策的な観点を加味した手数料体系の構築を目指す。また、上記手数料引上げを前提として、本計画期間中を通じ、証拠金に係る受取利息収入（税引き後）を違約対策財源に充てる。

4. 自己資本充実、違約対策財源強化、必要な資金調達のため、中期経営計画期間中に、資本金額を現在の約 6 億円から増額を行うこととし、新たに出資を募る。また、違約対策財源の強化目標達成（概ね 4 年後）後、できるだけ早期に株主に対する配当を開始することを目指す。
5. 他方、経営改革を実行するとともに中期経営計画を実現するために必要不可欠な投資コストについては、信用リスク管理、スパン証拠金導入及びこれらに係るシステム対応を最優先として、手数料収入以外の財源から必要最小限の経費支出を行うものとする。また、新規事業展開については、事業化可能性調査（F/S）を十分行った上で実施の可否を決定する。
6. 以上 3～5 の具体的内容を明らかにするため、2012 年度までを対象とする「JCCH 財務基盤強化計画」を策定する。
7. 本計画期間中のできるだけ早期に、「事業継続計画（BCP）」を策定する。

< 2 > 国際的に見て高い信用力の確保

① 信用力の高い清算参加者の継続的確保

i) 清算参加者資格の見直し

- ・信用力の高い清算参加者の確保のため、2009年10月をもって新たな清算参加者資格を全面的に適用することとし、所要の経過措置を講じる。
- ・資格維持基準への抵触のおそれが生じた場合は、その改善措置を求める。
- ・新資格適用1年後、維持基準のあり方について検討を行う。
- ・他社清算や取次業への転換について関係団体とも連携してその円滑化を図る。

1. 我が国の商品取引清算システムが国際的に見ても高い信用力を獲得できるためには、信用力の高い清算参加者を確保することが大前提になるとの観点から、2009年10月をもって新たな清算参加者資格（取得基準、維持基準）を全面適用する。2009年10月1日時点において、新清算資格を取得しない場合には当該清算参加者は清算資格を喪失することとなる。

（注）経過措置として、純資産額については2008年9月末以降のいずれかの月末時点を基準日としたものをもって適否を判断するものとする。

2. 清算参加者資格の維持基準については、新たな資格の適用後概ね1年を経過した段階で、新資格に基づく清算参加者の経営状況、他市場の動向等を勘案しつつ検討する。

3. 資格維持基準への抵触の可能性が発生した場合（純資産額が維持基準の120%を下回る場合）においては、基準遵守のための改善措置を求め、現に基準に抵触した場合には規定に基づき債務引き受け停止や清算資格の喪失等の対応を行う。これについては、債務不履行リスクの管理の一環としても実施していく。

4. 他社清算参加者への清算委託や取次取引員への業態転換については、その円滑化のために、取次取引員等への充用有価証券情報の提供、証拠金に対する銀行LGの適用、取次取引員の破綻時におけるJCCHによる委託者への取引証拠金返還事務代行の請負等の利便の提供を図ることとする。また、日本商品先物振興協会と連携の下、個別の相談に対する対応等を行う。

5. 他社清算の円滑化を図るため、2009年度当初より、JCCHが定める清算受

託契約書に、当月限の受渡に関する情報を他社清算参加者に通知すべき旨を規定するとともに、左記の通知が行われない場合や納会日前に受渡しの準備ができない場合において、指定清算参加者が期限の利益の喪失を理由として受渡の対象建玉を処分することができる旨を規定化する。また、受渡に関わらない旨の清算受託契約が可能であることを、他社清算参加者と非清算参加者の双方に周知する。

(注)取引所の非会員が清算参加者になることについては、他社清算参加者の参入促進の観点から、各取引所間での調整を図るとともに、清算参加者となりうる者からの意見聴取やニーズの把握を続ける。

ii) 債務不履行リスクの的確な管理

- ・個々の清算参加者の決済不履行リスク把握と管理のための体制を強化する。
- ・清算参加者の財務情報等の信用情報の分析・蓄積を図るため、2009年度当初より届け出・報告事項の見直しを行う。
- ・決済不履行発生の未然防止措置のあり方について、発生の「おそれ」の判断基準の確立と併せ探究する。

1. 清算参加者の破たん等による決済不履行のリスク要因を可能な限り未然に把握し、その防止を図るため、2009年度当初より、財務関連情報等の提出について、市場会員からの提出書類の種類、頻度を見直す。具体的には、市場会員に対し①片建玉リスクに対する資金余力（手元流動性）②個々の清算参加者の財務状況の現状及び傾向ならびに経営管理体制などを把握するための書類を追加提出対象とする。
2. 上記のリスク管理の必要性については、基本的に市場会員と受託会員とで差異が無いことから、全清算参加者に対して同様の書類提出を求めることとするが、上場企業等の書類提出負担を徒に過重にすることを避けるため、他法令に基づいて作成される計算書類、事業報告書等によって代替することを認めることとする。
3. 2009年度の早期に、従前のリスク比（リスク量／手元流動資金量）、純資産額状況等に加え、個々の清算参加者の決算書等財務状況全般を分析する体制を整備する。また、個々の清算参加者のリスク把握と管理を効率的に行うため、各取引所との連携、データ蓄積についてのシステム化に向けた作業を

行う。

4. JCCH の清算参加者の財務状況管理の視点や基準を示すことが清算参加者の自主的な改善対応にとって有益と考えられる場合には、積極的にこれを規定等に明文化して公表する。具体的には、2009 年度当初より、純資産額維持基準への抵触のおそれが発生する場合の報告徴収措置等について、規定化を図る。
5. 決済不履行の未然防止措置（債務引受け停止、引受け額の制限等）のあり方については、不履行発生のおそれの判断基準の確立に向けた検討と併せて、外部ノウハウの活用やシステム投資の可能性を含め、中期経営計画期間を通じて探求していく。

②リスク管理・対応機能の高度化

i) リスクに見合った証拠金制度（いわゆる「スパン証拠金」）の導入

- ・ 価格変動リスクに見合った証拠金制度として事実上の国際標準になっているいわゆる「スパン証拠金」を 2010 年度末までに、原則として全取引所一斉に、共通仕様にて導入する。ただし、導入コスト、経過的な措置、各市場の特殊性等にも十分配慮を行う。
- ・ 制度運用等は、取引所、清算参加者等の協力を得つつ、また内容に応じ取引所と共同により JCCH の責任において行う。このため、必要最低限の人的物的投資を行う。
- ・ 「スパン証拠金導入プラン」を導入の 1 年前までに策定することとし、早急に関係実務者等からなるプロジェクト・チームを JCCH 内に設置する。

（注）いわゆる「スパン証拠金」は、あくまでリスク見合いの証拠金制度の一例という意味で用いている。

1. 「スパン証拠金」を 2010 年度末までに導入することとし、できるだけ早期に目標とする期日を決定する。原則として全取引所について一斉導入を前提とする。導入目標期日、導入方法の決定等に当たっては、JCCH、各取引所、清算参加者のシステム対応可能性等を勘案する。
2. 「スパン証拠金」に係る制度運用及び計算は、取引所、清算参加者等の協力を得つつ、また内容に応じ取引所と共同により JCCH の責任において行う。
3. 「スパン証拠金」制度の枠組みについては、すでに「スパン証拠金」制度を

運用している内外市場の実践例と可能な限り整合性を図ることとするが、商品取引の特性や過渡的な対応の必要性にも留意する。さらに全市場共通の仕様を原則とするが、市場の特殊性にも必要最低限の配慮を行う。

4. 導入にあたっては、JCCHをはじめとする関係者のコスト増を極力抑制することを基本としつつ、JCCHとして証拠金制度の円滑な運用を確保するための最低限の人的、物的投資を行う。
5. 導入目標期日、導入方法、制度概要等を網羅した「スパン証拠金導入プラン(仮称)」を導入目標期日の1年前までに策定する。
6. 導入に向けた具体的な制度面の見直し、システム面等に関する準備検討作業及びその結果として上記「スパン証拠金導入プラン(仮称)」を策定するため、2009年6月までに、JCCH、取引所、清算参加者、その他関係先の実務者等から成る「JCCH スパン証拠金導入プロジェクト・チーム(P/T)」を設置する。

ii) JCCH 信用リスク管理能力の高度化

- ・カウンターパーティリスクの遮断という必要不可欠の機能の確立を目的として、JCCHが曝されている全体の信用リスクの管理を行うため、新たな信用リスク管理手法を確立する。
- ・2009年度上半期中に「JCCH 信用リスク管理方針」を策定する。これに基づき、本中期経営計画期間中を第一ステージとして、リスク計測作業、管理体制整備等を行いつつ、その精度の向上、管理の一層の高度化を図る。

1. 清算参加者間のカウンターパーティリスクの遮断を目的として、JCCHの財務健全性の確保・維持を図るために、金融機関等において一般的に採用されている信用 VaR(想定最大損失額)の計測を用いた新たな信用リスク管理手法を確立する。
2. ただちに所要の準備、試行作業等を行い、2009年度上半期中に、信用リスク管理の目的、組織体制、管理手法・管理項目、業務フロー等を網羅した「JCCH 信用リスク管理方針」を策定し、信用 VaR の計測及びそれを用いた新たな信用リスク管理の第一ステージを開始する。

3. 上記第一ステージにおいては、当面保守的（安全サイド）な立場にたったリスク計測をベースとしてリスク管理業務を継続しつつ、より精度の高いリスク計測手法の確立に向けた改善を並行して行う。また、必要とされる違約対策財源の在り方等について、スパン証拠金の導入、清算預託金の見直しと併せて検証を行う。
4. 上記の信用リスク管理方針に基づき、本中期計画期間を通して信用リスク計測・管理を継続実施したのち、2011年度中に「信用リスク管理方針」の見直し等を行い、2012年度から、より高度な信用リスク計測手法、新証拠金制度等をベースとした信用リスク管理の第二ステージを開始する。
5. 新たな信用リスク管理手法の導入に当たって、上記の「信用リスク管理方針」に基づき、信用リスク管理のための組織体制の構築等、所要の人的、物的投資を行う。

iii) 支払い不能（違約）・破たん対応能力の強化

- ・清算参加者の破たん等支払い不能時の対応能力の強化を図るため、各取引所とも連携しつつ、支払い不能時の対応方法を可能な限り2009年度から明確化する。
- ・支払い不能の「おそれ」の判断基準、それに基づく措置については、債務不履行リスクの管理の手法と併せその確立に努める。
- ・違約対策財源を充実強化することとし、2010年度末までに、証拠金、清算預託金、決済不履行積立金について、抜本的に見直すこととする。

1. 支払い不能が発生した場合における処理対応を2009年度から可能な限り明確化するとともに、他の見直し事項との関連で引き続き検討が必要な事項については本計画期間中においてできる限り早期に決定する。
 - (1) 破たんの場合における取引証拠金返還作業等の費用負担の明確化を図る。
 - (2) 建玉処理までの短時間のうちにトランスファーを行うことも場合によって可能となるよう、商品取引員に対して有事に備えた事前対応策を講じる旨指導する。
 - (3) 委託者の意思に基づくトランスファーについては、すでに各種規程上可能とされていることから、支払い不能時のみならず平時を含めたトランスファーの有用性を委託者に周知するよう、清算参加者に要請する。
 - (4) 決済不履行によって生じる損失の最終的な補てんのあり方（ロスシェア・

ルール) について、清算参加者全体がいわゆる「プロ・ラタ方式」で負担するとの国際標準の方向性に即した対応とする。

(5) 取引所における違約玉の処理方法について、指定清算参加者が非清算参加者の債務をすべて引き受けるとの原則の下、各取引所の規定を 2009 年度から共通化する。

2. 支払い不能のおそれの判断については、個々の清算参加者の債務不履行リスクの管理の主目的と位置づけ、中期経営計画期間中を通じて、その判断基準、未然防止措置の確立に努める。なお、当該参加者が「おそれ」を認める場合や主務省が「おそれ」を認定した場合は、規程（業務方法書）に基づき債務引受け停止の措置を講じる。

3. 支払い不能時における商品取引市場の機能保全策として、違約対策財源について全面的な見直しを行いつつ、その充実強化を図ることとする。このため、取引証拠金及び清算預託金をリスクに見合うものに見直した上で、JCCH 全体の信用リスクとの兼ね合いで決済不履行積立金の目標レベルを決定し、これを目指して積み上げていくものとする。(具体的には、リスクに見合う証拠金としての 2010 年度末までに行う「スパン証拠金」の導入に併せて検討決定することとする。)

(注) 非清算参加者の受渡不履行(違約)の場合の他社清算参加者の対応については、<清算参加者資格の見直し>に記載。

＜ 3 ＞ 新たな事業展開と清算参加者の利便性の向上

- ・戦略的な新規事業展開の対象として、**OTC** クリアリングについて、**2009** 年度当初よりその事業展開可能性の検討を行う。
- ・金融機関等の新たな清算参加者候補に対する **PR** 活動を展開する。
- ・清算参加者等との意思疎通の一層の円滑化を図る。
- ・内外のクリアリング関係諸機関との協力連携を図る。

1. 近年の商品 **OTC** 市場の急拡大、昨年来の金融危機に伴うカウンターパーティ・リスクの遮断に対するニーズの増大等を踏まえ、今後の **JCCH** の新規事業展開の方向性として **OTC** クリアリングに焦点を当て、当面その事業化可能性について現実のニーズを踏まえつつ調査研究を行う（主として外部機関活用）。
2. 上記調査研究の主たるテーマは、①我が国における商品 **OTC** 市場の実態、クリアリングのニーズ、②我が国企業のニーズに対するサービス提供の実態と求められるクリアリング・サービスのレベル、③上記を踏まえた **JCCH** のクリアリング市場参入の可能性、その他。
3. **2009** 年度内の早期に、**OTC** クリアリング事業の展開についての方向性を決定することとし、それに沿って「**OTC** クリアリング事業計画（アクションプラン）」を策定する。
4. 金融機関等を新たな清算参加者候補と想定し、これらに対する清算参加のメリットを提示する等の **PR** 活動を行う。
5. 中期経営計画期間中を通じ、すでに設置されているユーザーコミッティ、メンバーズコメント制度を一層活用し、清算参加者等との意思疎通を円滑化し、もってその利便性の向上に努める。なお、ユーザーコミッティについては、清算参加者の動向に応じ、適宜そのメンバーの追加、見直しを行う。
6. 当機構の業務の効率的展開、本中期計画の円滑な実施に必要な範囲において、内外のクリアリング関係諸機関（他市場を含む）との協力連携を図る。

J C C H 中期経営計画期間中の収支見通し

(2009年度～2011年度)

1. 下記の数字はすべて暫定のものであり、今後の状況の変化によって変更されうる。
2. 収入については、過去1年間の取引数量を前提としており、一枚当たりの清算手数料は2010年3月まで3円、同4月から6円とする前提(仮置き)で計算されているが、これらはいずれも確定しているものではない。
3. 支出については、各年度ともに経常的運営経費のみが計上されており、今後本中期経営計画の実施に伴って必要となる新たな投資的な経費(スパン証拠金、リスク管理システム等への対応)については計上されていない。これらに必要な支出は、原則として実質収支の差額の範囲で行うことを想定するが、それについても今後の手数料収入額の推移に依存する。
4. 将来、実質収支上の余剰が発生する場合には原則として決済不履行積立金に積み立てるとともに、次年度以降の手数料額の見直しにおいて考慮するものとする。

< 収入の部 >

(単位:百万円)

勘定科目	2009年度	2010年度	2011年度	特記事項
【手数料収入】	317	633	633	2008年1月—12月の月平均880万枚を前提に、1枚当り、09年度は3円、10年度以降は6円と仮置きして算出
【清算システム負担収入】	18	18	18	システムに係る他団体の利用負担分
小計【主要業務収入】(A)	335	651	651	
【受取利息配当金】	800	800	500	現状の取引証拠金預託額のまま推移するとの前提
収入合計 (B)	1,135	1,451	1,151	

< 支出の部 >

【人件費】	289	289	289	
【運営費等】	318	242	236	左記は経常的な運営経費のみが計上されているが、これ以外に新規システム投資等(スパン、リスク管理等)に係る経費計上が必要
支出合計 (C)	607	531	525	

経常利益(B)-(C)	528	920	626	
--------------------	------------	------------	------------	--

JCCH中期経営計画の概要

国内外の状況

海外

- ・取引所(市場)間の競争激化
- ・市況の乱高下
- ・国際金融危機 等

国内

- ・商品と金融の相互乗入れ
- ・取引高、取引員の減少
- ・国内取引所の変革、プロ市場化 等

経営理念

強靱かつ柔軟な
クリアリング機能の確立による
商品先物市場の活性化

早急な経営改革
の必要性

経営課題

1. 自立的かつ強力な経営基盤の確立
2. 国際的に見て高い信用力の確保
3. 新たな事業展開と利便性向上

2009年

1 経営基盤の確立

- ・自立的、強力な経営体制の確立
- ・「財務基盤強化計画」の策定

2 信用力の確保

①信用力の高い清算
参加者の確保

- ・新たな清算参加者資格の適用
- ・信用情報の蓄積と分析手法の確立

②リスク管理の高度
化

- ・「スパン証拠金導入プラン」の策定
- ・「信用リスク管理方針」の策定
- ・支払い不能・破綻対応の強化

3 新たな事業展開と 利便性の向上

- ・清算参加者との意思疎通の円滑化
- ・新規事業の展開方向の決定

2010～2011年

- ・清算手数料による運営財源の確保
- ・資本金の増額、違約対策財源の積増し

- ・清算参加者のリスク把握と管理の強化

- ・「スパン証拠金」の導入
- ・リスク計測、管理の高度化・精緻化
- ・同左(継続)

- ・同左(継続)
- ・新規事業の展開